

特集 日本・ブラジル 消費者法の現状と展望（一）

ブラジル消費者法の概要

カズオ・ワタナベ
前田 美千代／訳

- 一 ブラジル消費者保護法典制定の背景
- 二 ブラジル消費社会を先導する「法典」
- 三 ブラジル消費者保護法典の各種規定の紹介
- 四 二〇一二年の新しい動き——三項目の改正案について

一 ブラジル消費者保護法典制定の背景

1 一九八八年連邦憲法に基づく法典化

ブラジルにおける消費者の権利保護に関する根本的な第一歩は、一九八八年連邦憲法により踏み出されました。本憲法では、個人および集団の基本的権利の一つとして（第五条三三号）、また、「労働の価値づけおよび創業の自由に基づき、社会正義に則した威厳ある生活の保障を目的とする」（第一七〇条五号）、ブラジルの経済秩序

(Ordem Económica) の指導原理の一つとして、消費者の保護 (defesa do consumidor) を規定しました。そして、憲法の暫定規則 (Disposições Transitorias) において、憲法公布後一八〇日以内に消費者保護法典を起草することが義務づけられました (第四八条)。

それまで、消費者の保護は、多数の様々な法律で規律されていました。

2 起草委員会メンバーとして

連邦憲法の施行から二年経過後、消費者保護法典 (一九九〇年九月一日法律第八〇七八号) がようやく承認されました。私は、本「法典 (Codigo)」草案の起草委員会に加わる名誉を得、同委員会委員長のアダ・ペレグリーニ・グリノーベル教授とともに、同法典の訴訟手続に関する部分の起草を担当しました。

二 ブラジル消費社会を先導する「法典」

1 複合規範性、原理原則主義的「法典」

本「法典」は、複合規範たる性質を有するものであり、民法、商法、刑法、行政法および民事訴訟法といった多分野の規範から構成されています。

さらに指摘すべき重要な点として、この「法典」は、単に消費者の保護に関する原則に限らず、様々な法分野で適用可能な一般原則を明文で盛り込んだことです。そのような一般原則の例として、信頼保護、不当利得の禁止、権利濫用の禁止、契約上の給付の均衡などがあり、これらはそれまで一般的な法規範において明文化されておらず、法体系の中に潜在的に存在する原則とされ、あるいは、特別法の下で局所的に明文化されるのみでした。

それゆえ、この法典は、一部の法律家から「原理原則主義的法典」と呼ばれています。

2 消費者・事業者における意識の変化

この「法典」の主な構成について述べる前に、消費市場において直接または間接的に活動する経済主体（製造業者、商人、金融機関、輸入業者、建築業者、役務提供事業者等）の間に限らず、一般消費者や法の適用者の間でも、法に対しての新しい意識や考え方の形成に、本「法典」が重要な役割を果たしたことを強調したいと思います。殊に消費者は、自らの権利をよりはっきり認識し、行政や司法に対してその実効的保護を求めるようになりました。

ブラジルでは「根付く」法律と「根付かない」法律とがあるとよく言われます。すなわち、一般市民がすぐに受け入れて遵守する法律と、そうでない法律があるということです。消費者保護法典が国民の間で実際に「根付いた」法律であることは間違いありません。つまり、本「法典」は、ブラジル国内全土で、非常によく遵守されています。経済分野によつては、例えば電気通信事業のように大量の消費者を相手とする業界では、若干不遵守の問題がありますが、他方で、監督機関の活動は効果的に行われてきており、また、業者としても、なるべく消費者の苦情や要望に対応することを目指してきました。

三 ブラジル消費者保護法典の各種規定の紹介

1 民事実体法に関する規定について

(一) 民事実体法の諸原則を定める規定

それでは、消費者保護法典(CDC)の実体法(Direito Material)上の主な特徴(principais características)について述べます(時間の関係上、その考察を私法(Direito Privado)にとどめ、刑法および行政法については省略します)。

(a) 本「法典」の諸規範は、第一条に明記されているように、「連邦憲法第五条三二号および第一七〇条五項ならびに同憲法暫定規則第四八条に基づいて、公序(ordem pública)および社会的利益(interesse social)の属性を有するもの」とされ、ゆえに、強行規定であり、また、権利そのものであつて経済的価値の化体ではないから、権利の放棄や取引の対象となるものではありません。

(b) 「消費者のニーズ、その尊厳、健康、安全の尊重、その経済的利益の保護、その生活の質の改善、ならびに、消費関係の透明性および円滑化」へ万全の注意を払うという目的(objetivo de pleno atendimento)が強調されています。

(c) それらの諸目的の効果的実現のために守られるべき種々の原則(vários princípios)のうち、消費者の脆弱性の原則(princípio da vulnerabilidade do consumidor)が、最も重要視されます。この原則は、広義においては消費者の弱者性(hipossuficiência)を指すものですが、経済的な弱者性に限らず、社会的、文化的または技術的な弱者性をも含みます。

(d) また、国家の関わりによる消費者保護のため、政府主導の原則(princípio da ação governamental)も取り

入れられ、製品および役務の「品質、安全性、耐久性および性能の適正な水準」を確保するための政府の活動がなされています。

(e) さらに「消費市場におけるあらゆる濫用行為の禁止および抑制」の原則が存在します。

(f) しかしながら、消費者保護が不合理に過度とならないように、法典ではもう一つの原則も明文化されています。すなわち、「常に消費者と事業者間の関係における信義誠実および均衡を基礎として、経済秩序が依拠する諸原則(連邦憲法第一七〇条)の実現を図るべく、消費関係当事者の諸利益の調和、および、消費者保護と経済技術発展の必要性との両立」を目指すという原則です。

(二) 民事実体法の諸原則を実効化する規定

以上の諸原則を具体化させるために、本「法典」には次のような概念や制度が採用されています。

(a) 広義の消費者概念 (*conceito amplo de consumidor*) を採用し、「最終名宛人として製品または役務を取得しまたは利用する」自然人または法人のみならず、「消費関係に加わった、不特定人を含む、人々の集団 (*coletividade de pessoas, ainda que indetermináveis*)」(第二条補項)、「消費事故の被害者 (*vítimas de acidente de consumo*)」(第一七条) および「特定人であろうとなかろうと、取引行為に曝されたすべての者 (*todas as pessoas, determináveis ou não*)」(第二九条) のように、消費者と同視される者 (*consumidores por equiparação*) を含みます。「最終名宛人 (*destinatário final*)」(第二条) という表現に関して、学説および判例では論争があり、個人消費のために製品を取得し役務を利用する者に消費者概念を限定する者もいれば、経済活動を行うために製品を取得し役務を利用する者も包含し、消費者概念をより広義に解する者もいます。しかし、ここではこの議論には踏み込まないでおきます。

(b) 客観的責任〔無過失責任〕制度 (*regime da responsabilidade objetiva*) (第二二条)、すなわち、その過失の証明を要することなく、市場に提供された製品および役務に瑕疵・欠陥が存在すればその事実のみにより、商品および役務の品質および安全性ならびに消費事故に対して、事業者は賠償責任を負うことになります。

(c) 消費者への製品および役務の生産と供給の連鎖に関わるすべての活動主体の連帯責任制 (*critério da responsabilidade solidária*) (第一八条、第一九条および第二五条) が規定されています。

これらの目的および原則の完全な実現を図るべく、本「法典」の第六条において、消費者基本権 (*direitos básicos do consumidor*) が明文で規定されています。

時間の制約から、「消費者保護法典」の私法 (*Direito Privado*) の側面については、このままでとさせていただきます。

2 民事訴訟法に関する規定について

(一) 法典に定められた訴訟の種類——個別訴訟と集団訴訟
次に、民事訴訟法の側面に関するいくつかの考察 (*considerações sobre alguns aspectos de Direito Processual Civil*) を述べさせていただきます。

本法典は、裁判上の権利保護の方法として、個人に基づく方法 (*a título individual*) と集団に基づく方法 (*a título coletivo*) を採用しています (第八一条)。

(二) 個別訴訟について

個人に基づく方法では (*a título individual*)、通常の訴訟法規に従いますが、いくつかの革新が存在します。証

明責任の転換、ならびに、例えば訴訟の告知の制度などの一定の制度の不認容です。同法典は、消費者保護のためのそれほど複雑でない民事事件について簡易特別裁判制度が適用されることを定めています。本法典における重要な進歩は、消費者の実効的保護 (*efetividade da tutela*) を明確化したことであり、例えば、為す債務または為さない債務の特定履行 (*specific performance*) (第八四条) に関する訴訟制度を刷新しました。この刷新は、後に、民事訴訟法典にも取り入れられました (第四六一―A条および第四六一―B条)。

(三) 集団訴訟について

しかしながら、同法典がブラジルの訴訟制度に並外れた進歩をもたらしたのは、集団に基づく権利保護 (*tutela a título coletivo*) に関してです。ブラジルでは、一九八五年以来 (法律第七三四七号)、「公民事訴訟」という名称の集団訴訟が存在しました。しかし、同訴訟は、特に「拡散的利益」と称される、不特定個人の利益保護のみを対象としていました。法典は、(狭義の)「集团的権利」の保護 (*a tutela dos "direitos coletivos" (em sentido estrito)*) および「同種個別的権利」の保護 (*a dos "direitos individuais homogêneos"*) も追加して、ブラジルの集団訴訟制度を完備しました。

要約しますと、次のような保護形態が定められました。(I) 拡散的利益 (*interesses difusos*) の保護 (不可分な性質を有する個人横断的な利益であり、その権利者は不特定で一定の事実関係により結合している場合——例えば、不特定人に影響を与える詐欺的広告や環境破壊)、(II) (狭義の) 集团的利益 (*interesses coletivos*) の保護 (不可分な性質を有する個人横断的な利益であり、人びとの集団、階層または種類がその権利者であり、基礎となる法律関係により相互にまたは反対当事者との関係で結合している場合) (例えば、ある学校の不当な授業料値上げによりその生徒集団に影響や被害が出る場合)、(III) 同種個別的権利 (*direitos individuais homogêneos*) の保護 (共通の原因に起因する権利がその

ようなものとして理解されます)(例えば、同一の消費事故、同一の詐欺的広告や同一の環境破壊の特定の被害者(vitimas determinadas)、不当に値上げされた授業料の支払いをなした学校の生徒)。

一般の集団訴訟のために、特別な既判力制度(regime especial de coisa julgada)が設けられました。それは、判決は訴訟の結果によってその効果を發揮する(secundum eventum litis)という制度です。訴えが証拠不足により棄却された場合には、集団的次元では既判力を有しません。証拠が十分で認容された判決は、既判力はありませんが、集団的次元に限られます。換言すれば、証拠が十分であるがその訴えが棄却された集団訴訟の場合でも、消費者は、個人的次元で裁判上の保護を求めることができるのです。ブラジル法では、この特別な制度のために、例えばアメリカ合衆国などの諸外国でなさなければならなかった、いわば「オプト・イン(opt in)」と「オプト・アウト(opt out)」の制度を採用する必要がありませんでした。また、集団訴訟で得られた勝訴判決の実用的な(efetivos)繰越制度も採用されました。すなわち、拡散的利益または集団的利益の保護を目的とした集団訴訟で審理された同一不法行為の被害者たる個人消費者に対して、事前に自己の権利を認めてもらうための確認訴訟手続をせずに当該集団的勝訴判決を個人的利益の実現のために執行することができるようになりました。

四 二〇一二年の新しい動き——三項目の改正案について

1 二二年目を迎えるブラジル消費者保護法典

消費者保護法典(第八〇七八法)は、一九九〇年九月に成立し、一九九一年三月から施行されています。したがって、その施行からすでに二二年が経過しています。この間に、無数の新しい出来事がありました。例えば二〇〇二年二月に新民法典が公布され、二〇〇三年一月から施行されました。ブラジルの消費市場も変化し、テク

ノロジの面で高度な進展がありましたし、消費者信用（市場）の拡大も起りました。ブラジル社会もまた大きな変革の時期を迎えており、中産階級が三〇万人を超えて増加し、一九万人が最貧困層から抜け出して、これらの人々がブラジル消費市場の規模を格段に大きくしました。こうして、たとえ消費者保護法典が、現代的で、今日的でかつ非常に先進的であるとしても、いくつかの特殊な点において、その改正が必要となってきたのです。

2 改正のための法律家委員会の設置

この現実を前に、二〇一〇年一月、連邦上院執行部は、消費者信用および多重債務の問題に焦点をあてた消費者保護法典の改正を行うため、法律家から成る委員会を設置しました。本委員会委員長には、最高裁判所判事のエルマン・ベンジャミン、さらに五名のメンバーとして、クラウヂア・リマ・マルケス（報告担当者）、アダ・ペレグリーニ・グリノーヴェル、レオナルド・ロスコイ・ベッサ、ホベルト・アウグスト・カテラノス・ファイファアおよびカズオ・ワタナベが指名されました。なお、本委員会には、改正案に他の項目（消費者信用と多重債務以外の問題）を含む権限も付与されています。

本法律家委員会は、複数回の研究会、無数の公聴会ならびに専門家や特別な経済セクター（業界）との会合の後、三つの法案を提示するに至りました。第一に、電子商取引（*comércio eletrônico*）に関する法案、第二に、消費者信用と多重債務の予防（*crédito ao consumidor e prevenção do superendividamento*）に関する法案、そして第三に、集団訴訟の改良（*aperfeiçoamento das ações coletivas*）に関する法案です。

3 各改正案の概要

(一) 電子商取引

電子商取引は、消費者保護法典が公布された一九九〇年当時、存在していませんでしたが、今日では、通信販売の手段として高い頻度で利用されています。我々の委員会は、取引における安全、消費者の（自由意思に基づく）自己決定、個人情報保護、不招請勧誘Eメール（スパム・迷惑メール）の規制ならびに消費者の放棄権（撤回権、クーリングオフ）といった点に配慮しました。

(二) 多重債務

多重債務に関する法案では、消費関係における自然人の多重債務化を避ける目的で、（消費者保護法典中の）契約上の保護に関する章ですでに明文規定を有する、情報（提供義務）、（契約内容の）透明性、誠実性および協力（義務）（といった事業者の行為義務）に関連した（消費者の）権利を強化することを目指しました。返済能力の範囲内の信用供与および消費者金融教育に配慮し、消費者の社会的疎外を避けるとともに、いわゆる「生存上の社会的最低限（*mínimo existencial*）」を約束すべく努めました。信用広告のための基本的諸規則を定めることにより、「消費ハラスメント（*assédio de consumo*）」という形態が創設されました。また、多重債務を抱える消費者の複数の債権者との協議に基づく和解を可能とすべく、「多重債務における和解手続（*Conciliação no Superendividamento*）」の創設も提案されました。

(三) 集団訴訟

そして、訴訟法分野の草案において、委員会最大の懸念は、司法への消費者のアクセスを完全にすることで

した。特に合意に基づくメカニズム（調停や和解）のように、裁判官の判決による解決に対する代替的メカニズムの利用により、できる限り、紛争を裁判外で解決することを目指しました。個人個人の請求の増加に備え、また、その個々人の請求を分散させることなく、それらの細分的な紛争に対してより適切な単一の解決を付与すべく、集団訴訟の価値を高め、完成することを目指しました。より高度な消費者保護のために、集団訴訟に関する既存の困難や疑問を取り除くことを目的とする解決が提示されました。

4 三法案の国会審議

非常に概括的ではありますが、連邦上院執行部により指名された法律家委員会により提案された消費者保護法典に対する個別の改正案は以上のとおりです。三法案は、現在、上院議会にて審議・手続中です。

時間の都合により、ブラジル消費者保護法典について駆け足でお話させていただきました。ご清聴ありがとうございました。